

委14-2

宇宙関係条約の締結に当たって必要な国内
法令に関する基本事項について（報告）

昭和52年6月22日

宇宙開発委員会宇宙関係条約特別部会

はじめに

宇宙関係条約特別部会は、昭和50年3月12日の宇宙開発委員会決定（別紙）に基づき特別部会として設置され、「宇宙物体により生ずる損害の国際的賠償責任に関する条約」（以下「損害賠償条約」という。）「宇宙空間に発射された物体の登録に関する条約」（以下「登録条約」という。）及び「宇宙飛行士の救助、宇宙飛行士の送還及び宇宙空間に発射された物体の返還に関する協定」（以下「救助返還協定」という。）（以下上記の2条約1協定を総称して「宇宙関係条約」という。）の締結に当たって必要な国内法令に関する基本事項について調査審議することを付託された。このため、本特別部会は、別表1の構成によって昭和50年4月17日以来4回にわたり会議を開催するとともに、それと併行して別表2の構成による作業グループを設けて宇宙関係条約の締結に伴って生ずる国内法上の主要な問題及びこれに対処するために必要な国内措置について慎重な審議を重ねてきたが、このたびその結果をとりまとめたので報告する。

なお、本報告書の第1部から第3部までは、上記作業グループの報告によるものである。

別紙

宇宙関係条約特別部会の設置について

昭和50年3月12日
宇宙開発委員会
決定

宇宙開発委員会は、「宇宙物体により生ずる損害の国際的賠償責任に関する条約」、「宇宙空間に発射された物体の登録に関する条約」及び「宇宙飛行士の救助、宇宙飛行士の送還及び宇宙空間に発射された物体の返還に関する協定」（以下「宇宙関係条約」という。）の締結に関する諸問題の審議に資するため、「部会の設置等について」（昭和50年2月12日宇宙開発委員会決定）1の2の(1)に定める特別部会として宇宙関係条約特別部会を設置する。

1. 審議事項

宇宙関係条約特別部会は、宇宙関係条約の締結に当たって必要な国内法令に関する基本事項について調査審議する。

2. 審議期間

1の調査審議は、昭和51年3月に終えることを目途とする。

別表1 宇宙関係条約特別部会の構成

部会長・委員 八 藤 東 禧

委員 山 県 昌 夫
(5 1.3 まで)

網 島 毅

吉 識 雅 夫
(5 1.5 から)

齋 藤 成 文

専門委員 浅 沼 強 東京大学宇宙航空研究所長
(5 1.6 まで)

五十嵐 寿 一 同 上
(5 1.6 から)

石 川 晃 夫 郵政省電波監理局長

伊 原 義 徳 科学技術庁研究調整局長
(5 1.3 まで)

大 沢 弘 之 同 上
(5 1.3 から5 1.8 まで)

園 山 重 道 同 上
(5 1.8 から)

川 島 一 郎 法務省民事局長
(5 0.1 1 まで)

香 川 保 一 同 上
(5 0.1 1 から)

木 田 宏 文部省学術国際局長
(5 1.7 まで)

今 村 武 俊 同 上
(5 1.7 から)

塩 野 宏 東京大学法学部教授

鈴 木 文 彦 外務省国際連合局長
(5 0.1 1 まで)

大 川 美 雄 同 上
(5 0.1 1 から)

千 賀 鉄 也 (社)経済団体連合会常務理事

竹 内 道 雄 大蔵省主計局長
(5 0.1 1 まで)

吉 瀬 維 哉 同 上
(5 0.1 1 から)

中 村 四 郎 運輸省大臣官房審議官
(5 1.7 まで)

真 島 健 同 上
(5 1.7 から)

星 野 英 一 東京大学法学部教授

松 浦 陽 恵 宇宙開発事業団副理事長

山 本 草 二 東北大学法学部教授

別表2 作業グループの構成

主 査 星 野 英 一 東京大学法学部教授

塩 野 宏 東京大学法学部教授

山 本 草 二 東北大学法学部教授

伊 原 義 徳 科学技術庁研究調整局長
(5 1.3 まで)

大 沢 弘 之 同 上
(5 1.3 から5 1.8 まで)

園 山 重 道 同 上
(5 1.8 から)

目 次

	頁
概 説	1
第 1 部 損害賠償条約	5
1. 宇宙物体による損害に対する現行法上の賠償責任と これをめぐって生ずる紛争の解決方法	5
(1) 我が国が打ち上げた宇宙物体によって損害が発生した場合	5
(2) 外国が打ち上げた宇宙物体によって損害が発生した場合	7
2. 損害賠償条約に基づく国家の国際法上の賠償責任と これをめぐって生ずる紛争の解決方法	9
(1) 損害賠償条約に基づく国家の賠償責任	9
(2) 損害賠償条約に基づいて国家が行う損害賠償の請求と これをめぐって生ずる紛争の解決方法	11
3. 損害賠償条約の締結に伴って生ずる国内法上の主要な問題 及びこれに対処するために必要な国内措置	13
(1) 国内問題の所在	14
(ア) 我が国が外国の宇宙物体により損害を受けた場合 (被害国の場合)	14
(イ) 我が国の宇宙物体により外国又は外国人に損害を与 えた場合(加害国の場合)	15
(ウ) 我が国の宇宙物体により国又は日本国民に損害を与 えた場合	16

(2) 国内措置	18
(ア) 我が国の宇宙物体による国内損害についての無過失責任の立法化	18
(イ) 我が国の宇宙物体の打上げの規制	20
(ウ) 国以外の機関に対する国の求償権の確保	21
(エ) 外国の宇宙物体による国内損害の救済の制度化	22
(オ) 条約施行に係る手続の明確化等	23
第 2 部 登録条約	25
1. 登録条約に基づく国家の権利義務の概要	25
(1) 登録条約に基づき国家が負う義務	26
(2) 登録条約に基づき国家が取得する地位	27
2. 登録条約の締結に伴って生ずる国内法上の主要な問題及びこれに対処するために必要な措置	28
(1) 国内問題の所在	28
(ア) 登録簿の設置、登録手続等に関する問題	29
(イ) 登録の対象となる宇宙物体に関する情報の取得、提供に関する問題	29
(ウ) 宇宙物体の識別のための援助に関する問題	30
(2) 国内措置	31
(ア) 宇宙物体の国内登録の制度化	31
(イ) 国以外の打上げに係る機関及び追跡機関からの登録等に必要情報の提供	32

(ウ) 国以外の打上げに係る機関及び追跡機関の宇宙物体の識別の援助に関する協力	33
(3) 登録条約と損害賠償条約との関係	34
第 3 部 救助返還協定	
1. 現行の人命の救助等の体制	35
(1) 人命の救助の体制	35
(2) 物体の搜索・回収の体制	36
2. 救助返還協定に基づく国家の権利義務	38
(1) 救助返還協定に基づき国家が負う義務	38
(2) 救助返還協定に基づく国家の権利の概要	40
3. 救助返還協定の締結に伴って生ずる国内問題及びこれに対処するために必要な国内措置	42
(1) 国内問題の所在	42
(ア) 外国の搭乗員の救助・送還	43
(イ) 外国の宇宙物体の回収・返還	44
(ウ) 我が国の宇宙物体の返還の要求等	45
(2) 国内措置	46
(ア) 外国の搭乗員の事故等及び宇宙物体の降下の連絡ルート等の明確化	46
(イ) 外国の搭乗員の救助・送還及び宇宙物体の回収・返還の連絡連携体制の整備	46
(ウ) 外国の搭乗員の救助・送還の費用の負担	47

(ニ) 国以外の機関の打上げに係る宇宙物体の返還……………	48
(ホ) 外国の搭乗員及び宇宙物体に対する国内法の適用関係……………	49
(3) 救助返還協定と損害賠償条約及び登録条約との関係……………	51
(ア) 救助返還協定と損害賠償条約との関係……………	51
(イ) 救助返還協定と登録条約との関係……………	51

参 考

1. 宇宙関係諸条約集……………	55
2. 宇宙関係条約関連法令参照条文……………	125
3. 宇宙関係諸条約への各国の加入状況……………	150

概 説

(宇宙関係条約の要旨)

宇宙関係条約は、「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」(以下「宇宙条約」という。)の規定を具体化し、その手続を定めたものである。

損害賠償条約は、人工衛星、ロケット等の宇宙物体による損害に対する国家及び政府間国際機関の国際法上の賠償責任及びそれをめぐる紛争解決の手続を定めたものであり、前文のほか、本文28箇条からなっている。

登録条約は、地球軌道又はそれ以遠に打ち上げられた宇宙物体の国内登録制度の確立、登録された宇宙物体に関する情報の国連事務総長への通報及び損害を与えた宇宙物体又は危険、有害のおそれがある宇宙物体の識別のための相互援助を与えることを定めたものであり、前文及び本文12箇条からなっている。

救助返還協定は、宇宙飛行士の救助・送還及び宇宙物体の返還に係る宇宙条約の規定を具体化し、その手続について定めたものであり、前文及び本文10箇条からなっている。

(検討の手順及び方法)

宇宙関係条約の締結に伴って生ずる国内法上の主要な問題(以下「国内問題」という。)及びこれに対処するために必要な国内措置の整理・検討を行うに当たっては、宇宙関係条約の各条約について次の手順及び方法を採用した。

(i) 条約に基づき国家が負う義務及び取得する権利(地位)並びに現行国内法に基づく国家の義務及び権利(地位)のそれぞれを考察し、比較・検討する。

(ii) (i)の考察に基づき国内問題を抽出・整理する。

(iii) (ii)の国内問題に対処するため可能な国内措置を提示する。

(iv) (iii)の国内措置のうちから、その国内措置の効果、他の関連する法制又は制度の均衡等を配慮し、適切な国内措置を選定する。

(国内問題の抽出・整理及び国内措置の提示・選定に当たっての前提条件)

国内問題の抽出・整理及び国内措置の提示・選定に当たっては、我が国の宇宙開発の現状及び当面予測される将来の動向を踏まえ、

① 現在、我が国の領域から人工衛星、ロケット等の宇宙物体の打上げを行う機関あるいは、打上げが予定されている機関は、東京大学宇宙航空研究所等の国の機関及び宇宙開発事業団(以下「事業団」という。)のみであること、

② 登録条約の登録の対象となる宇宙物体の追跡は、事業団が一元的に行うこと、

③ 我が国の有人宇宙飛行については、現在のところ国の計画は、具体化されていないこと、

を前提条件とした。

また、この報告においては「宇宙物体」を宇宙開発それ自体を目的として打ち上げられ、利用される物体(人工衛星・惑星探査機、これらの打上げ用ロケット等)に限定して検討結果をとりまとめた。

(検討結果)

検討の結果は、「第1部損害賠償条約」、「第2部登録条約」及び「第3部救助返還協定」として各条約ごとにとりまとめた。

結論を要約すると、宇宙関係条約の締結に伴って生ずる国内問題に対処するに当たっては、新たな立法措置を講ずることが望ましいか、又はそれが必要であると考えられる問題もあるが、前述の前提条件のもとにおいては、これらの問題についても当面は、政府部内の確認など現行国内法令の運用によって対処できるものと考えられる。